

パブリック・コメント手続きを実施しなかった理由について

愛川町火災予防条例については、愛川町自治基本条例第19条第1項第1号イに規定する「町民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例」であり、パブリック・コメント手続きの対象となる条例であります。

しかしながら、今回の改正は、本年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受けて、総務省消防庁では大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会を開催し、報告書をとりまとめた結果、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって、林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたため、総務省消防庁で定める火災予防条例（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号）の改正に伴う町火災予防条例の一部改正であります。

したがって、愛川町自治基本条例第19条第2項第3号に規定する「法令の制定又は改廃に伴うもの」に該当することから、パブリック・コメント手続きを実施しないものです。